

# 貸借対照表及び損益計算書に対する注記

## ．重要な会計方針

### 1．資産の評価の方法

#### 有価証券の評価の方法

満期保有目的債券	償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格などに基づく時価法（評価差額は部分資本直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

#### たな卸資産の評価の方法

商品（店舗）	売価還元法による原価法
（流通センター）	最終仕入原価法による原価法
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法
デリバティブ	時価法

### 2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法。ただし、大規模な複合型ショッピングセンター（高松店、久留米店）は定額法。また、当社の事業用借地権が設定されている借地上の建物については、当該契約期間を耐用年数とする定額法。なお、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。
無形固定資産	定額法。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

### 3．引当金の計上の方法

貸倒引当金	一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に充てるため、賞与の支給見込額に基づき計上しております。
ポイント割引引当金	将来のメンバーズカードのポイントの使用による売上値引に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる金額を計上しております。 なお、このポイント割引引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による按分額をそれぞれ発生の翌期から定額法により費用処理することとしております。
役員退職慰労引当金	役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を引当計上しております。 なお、この役員退職慰労引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

#### 4. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

#### 5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は、税抜方式を採用しております。

#### その他の注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 96,246 百万円
2. 子会社に対する短期金銭債権 8,539 百万円  
子会社に対する長期金銭債権 1,105 百万円  
子会社に対する短期金銭債務 962 百万円  
子会社に対する長期金銭債務 22 百万円
3. 担保に供されている資産  
投資有価証券 2,449 百万円 土地 41,502 百万円  
建物 52,333 百万円
4. リース資産  
貸借対照表上に計上した固定資産のほか、店舗内什器の一部、電子計算機及びその周辺機器については、リース契約により使用しております。
5. 退職給付債務等  
退職給付債務 5,237 百万円  
年金資産(時価) 1,783 百万円  
未積立退職給付債務 3,453 百万円  
未認識数理計算上の差異 72 百万円  
退職給付引当金 3,381 百万円
6. 保証債務 34,026 百万円
7. 子会社との取引高  
営業取引  
売上高 13,572 百万円  
不動産賃貸収入等 807 百万円  
仕入高 66 百万円  
営業費用 7,868 百万円  
営業取引以外の取引  
受取利息等 72 百万円  
雑損失等 2 百万円
8. 1株当たり当期純利益 117円80銭  
当期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。なお、当期において従来の方法により算出した場合の「1株当たり当期純利益」は118円17銭となります。

9. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 535 百万円

10. 改正後商法施行規則の適用

「商法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年2月28日法務省令第7号）及び「商法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年9月22日法務省令第68号）による改正後の商法施行規則の規定に基づいて計算書類等を作成しております。